○花巻市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱の運用基準

平成２０年３月３１日

　　　最終改正

平成２９年３月３０日

花巻市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱の運用基準

１　趣旨

この基準は、市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱（平成１８年花巻市告示第１０号。以下「指名停止措置要綱」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

２　本文の運用

（１）第３条関係（指名停止）

「その資格者が現に条件付一般競争入札における参加資格確認又は指名競争入札における指名を受けているとき」とは、当該指名停止の決定日前に既に入札参加申請の受理又は指名通知がなされ、指名停止決定日において競争入札が行われていないことをいう。

（２）第５条関係（下請負人及び共同企業体等に関する指名停止）

資格者である下請負人を発生原因者として指名停止を行う場合にあっては、資格者である元請負人に対しても同一事由により指名停止をするものとする。

（３）第６条関係（指名停止の期間の特例）

ア　指名停止期間の加重について

（ア）指名停止措置要綱第６条第２項第１号に該当する場合

ａ　同一の資格者が指名停止の期間満了後、１年を経過しないうちに再度指名停止の要件に該当することとなった場合は、該当することとなった回数に１月を乗じた期間を指名停止の期間に加重する。

（イ）指名停止措置要綱第６条第２項第２号に該当する場合

同一の資格者が指名停止の期間満了後、３年を経過しないうちに再度別表第２第１号、第２号又は第３号の指名停止の要件に該当することとなった場合は、該当することとなった回数に１月を乗じた期間を指名停止の期間に加重する。

イ　「情状酌量すべき特別の理由」とは、例えば、贈賄事案において、発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等とする。また、ただし書の「市長が特に必要と認める場合」とは、指名停止措置により雇用及び市民生活等への影響が極めて大きいと認められる場合又はこれに準ずる場合をいう。

ウ　「極めて悪質な事由」とは、贈賄事案あるいは不正不誠実事案において、適用基準に該当する違法行為等を何度も繰り返していた場合等とする。

（４）第７条関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

ア　第７条における「悪質な事由」とは、当該発注者に対して資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。

イ　第５号「公共機関の職員」は、刑法第７条第１項に定める国または地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含み、更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

（５）第８条関係（指名停止期間の変更）

「情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったとき」とは、第６条関係イ及びウに掲げた事由等が、警察、検察等のその後の調査等で判明した場合とする。

（６）第１０条関係（指名停止事由の通報）

各部長等は、その分掌する事務に関し資格者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは、遅滞なく財務部長に報告するものとする。

（７）第１２条関係（随意契約の相手方の制限）

「やむを得ない理由」とは、契約できる相手方が指名停止期間中の資格者のみの場合であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア　災害時の応急工事等で緊急を要する場合であること。

イ　当該指名停止の資格者が特許を有するとき。

ウ　指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められる場合であること。

（８）第１４条関係（指名停止に至らない事由に関する措置）

「指名停止を行わない場合において必要があると認めるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

文書注意を行う場合

工事事故において、事故が重大である原因等の調査、確認に時間を要する場合又は調査等を行っても判断がつかない場合で、当面の措置が必要と認められるとき。

３　別表の運用

（１）別表第１第２号及び第３号関係（過失による粗雑工事）

「過失により工事を粗雑にしたと認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

ア　会計検査院の検査又は岩手県監査委員若しくは市監査委員の監査において、不良工事として文書により指摘されたとき。

イ　完成検査等において不良工事として指摘されたとき。

ウ　工事の施工管理が不良で再三指摘されても改善しないとき。

エ　アからウに掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。

（２）別表第１第４号関係（契約違反）

「契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

ア　工事の全部を一括して第三者に請け負わせたとき。

イ　正当な理由がなく工事を契約期間に完成せず、履行遅滞となり、遅延利息を徴収されたとき。

ウ　ア及びイに掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。

（３）別表第１第５号から第８号まで関係（公衆損害事故及び工事関係者事故）

ア　市営建設工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として（ア）の場合とする。ただし、（イ）によることが適当である場合には、これによることができる。

（ア）発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の事故原因に係る所見や調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となったとき。

（イ）警察署及び労働基準監督署等により当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ　一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として（ア）の場合とする。ただし、（イ）によることが適当である場合には、これによることができる。

（ア）警察署及び労働基準監督署等により当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（イ）新聞報道、公表された工事事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であることが判断できるとき。

ウ　市営建設工事及び一般工事のいずれの工事においても、次に掲げる場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

（ア）事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められるとき。

（イ）事故の原因が第三者の行為によるものであると認められるとき。

エ　「公衆」とは、通行人、隣家の住人等の当該工事関係者以外の全てを指すものとする。

オ　「重傷者」とは、当該工事により次の傷害を受けた者とする。

（ア）脊柱の骨折

（イ）上腕又は前腕の骨折

（ウ）大腿又は下腿の骨折

（エ）内臓の破裂

（オ）病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が３０日以上のもの

（カ）１４日以上病院に入院することを要する傷害

（キ）その他（ア）から（エ）までに掲げるものと同程度以上の傷害

カ　「軽傷者」とは、当該工事により１１日以上医師の治療を要する傷害を受けた者（重傷者を除く。）とする。

キ　同一の事故で死亡者、重傷者及び軽傷者が生じた場合の指名停止の期間は、別表のとおりとする。

ク　同一の事故で死傷者が多数発生し、適用基準の期間を超えて措置する必要があると認められるときは、指名停止措置要綱第６条第４項の規定を適用する。

ケ　工事現場から離れた場所において発生した事故が工事事故であるか否かの判断は、労働基準監督署等の事故の取扱いにより判断するものとする。

コ　別表第１の適用範囲については、市営建設工事及び花巻市の区域内において施工される建設工事について適用するものとする。

（４）別表第２第２号関係（独占禁止法違反行為）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の資格者の業務全般をいう。

（５）別表第２第４号及び第５号関係（建設業法違反行為及び不正又は不誠実な行為）

ア　「代表役員等」とは、資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

イ　「一般役員等」とは、資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所という。）を代表する者でアに掲げる者以外の者をいう。

ウ　「使用人」とは、資格者の使用人でイに掲げる者以外の者をいう。

（６）別表第２第５号関係（不正又は不誠実な行為）

ア　「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、資格者の業務全般において、次に掲げるような事例を指すものとする。

（ア）従業員又は下請負業者若しくは資材業者に対し、正当な理由がなく賃金、下請代金又は資材代金の不払いがあったとき。

（イ）建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都市計画法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し行政処分を受けたとき（建設業の営業と密接なものについて行政処分を受けた場合に限る。）。

（ウ）脱税、詐欺、過積載等の法令違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（エ）別表第１、別表第２及び別表第３に該当する事案について、再三にわたり指名停止措置要綱第１２条の規定による警告又は注意を受けたにもかかわらず、その内容が改善されず悪質であると認められるとき。

（オ）上記以外の場合で措置が必要と認められるとき。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措置要件の区分 | 事　　故　　の　　内　　容 | 期　　間 |
| 公衆損害事故 | 第５号市営建設工事 | 重傷者１名と軽傷者１名のとき | ４月 |
| 重傷者１名と軽傷者２・３名のとき重傷者２名と軽傷者１名のとき | ５月 |
| 死亡者１名と重傷者又は軽傷者１名のとき重傷者１名と軽傷者４名以上のとき重傷者２名以上と軽傷者２名以上のとき | ６月 |
| 第６号一般工事 | 重傷者と軽傷者のとき | ３月 |
| 工事関係者事故 | 第７号市営建設工事 | 重傷者１名と軽傷者１～４名のとき重傷者２名と軽傷者１・２名のとき | ３月 |
| 死亡者１名と重傷者又は軽傷者１名のとき重傷者１名と軽傷者５名以上のとき重傷者２名と軽傷者３名以上のとき重傷者３名と軽傷者１名以上のとき | ４月 |
| 第８号一般工事 | 重傷者１名と軽傷者２名以上のとき | ２月 |

附　則

この基準は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２２年４月７日から施行する。

附　則

この基準は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２６年１月２０日から施行する。

附　則

この基準は、平成２６年７月１５日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年１月１２日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年３月３０日から施行する。